

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘のパンフレットでございますが、成年後見制度の内容について利用者等によく理解していただくための資料として作成しているものでございまして、内容につきましては、法改正の内容を反映することのほか、何を優先的に伝えるべきかという観点ですとか読みやすさを考慮しながら、適宜見直しを行っております。

現在使用しております冊子には、御指摘のとおり、確かに、候補者以外の方を選任する場合がありますという明示的な記載はしておりませんが、より具体的に、本人に法律上又は生活面での課題がある、本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、専門職を成年後見人等に選任することがあること等を記載しておりまして、同一の趣旨を、具体的な場合を例示しつつ異なる表現で説明をしているというところでございます。

また、欠格事由についてもお尋ねがございましたが、さきに述べました、何を優先的に伝えるべきかという観点などから内容を見直した結果、今回の冊子では記載を見送ったものでございます。いずれにしても、成年後見人の選任に関する考え方や解釈につき変更があったということではございませんで、候補者以外の者が選任されることがあることや、候補者に欠格事由がある場合には選任されないことなどについては、必要に応じて、申立て時に各家庭裁判所におきましても説明をしているところと承知しております。

○松田委員 この候補者という言葉が外されることによつて、成年後見人は弁護士や司法書士さんなどのいわゆる専門職の後見人のみしか選ばれないように思えてしまう、一般の方から見るといことがあります。

しかし、申立て書には候補者の記載欄があり、本人や親族は当然、意中の成年後見人を選定するわけですから、後見人の選任部分には必要な説明かというふうに思われますので、また御検討

いただければというふうに思います。次に移りたいと思います。

その候補者が記載された件数と、候補者が実際に選任されたパーセントがどのくらいあるか、お答えいただきたいと思っております。

〔委員長退席、石原(宏)委員長代理着席〕

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

成年後見開始の申立て書で、成年後見人の候補者が記載されたものの件数ですとか、その候補者が選任された割合につきましては、統計をとってございません。候補者の記載は、ここに言う候補者の記載でございますが、事案に応じた適切な後見人を選任する際にその判断の参考とするという観点から記載していただいておりますので、従前、この統計をとることまではしてございませんでした。

基本計画におきましては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護も重視した制度運用とすることが指摘されていることも踏まえまして、課題の専門性や不正防止の必要性なども考慮した上で、後見人にふさわしい身近な支援者がおられる場合には、できる限りその方を後見人に選任していくことが望ましいと考えられるところでございます。最高裁判所としましては、委員からの御指摘や基本計画における御指摘等も踏まえまして、利用促進の観点から、引き続き的確な実情の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 実際のところ、計算をすれば多分出ると思いますが、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 これは、申立て件数が相当多数に上っておりますので、その申立て書を一枚一枚チェックしていくという作業が必要になつていくこともございます。

御指摘等も踏まえながら、どのような方法で必要な情報をとれるかということも考えながら、引き続き検討を行つていきたいと思っております。

○松田委員 申立て件数が伸びないという状況もあるものだから、この辺についてはできるだけ詳

しく統計をとった方が利用者がふえるというふう

に感じ取れることがありますので、ぜひ、また一度検討をしていただければというふうに思います。次の質問に移らせていただきたいと思っております。ちょっと順番を変更して、成年後見制度を利用する本人の意思について、先に質問をさせていただきますかと思っております。

現在、補助人候補者については、本人の望んだ人であるかどうか、家裁職員が意思確認をしております。しかし、保佐人の候補者や成年後見人の候補者については、本人に同意の意思確認をしていません。それどころか、家裁が成年後見人などを選任した後に初めて本人は成年後見人と会うということになるわけでございます。

初めて会う見ず知らずの人、多くは法律家の方でございますが、その方が巨大な権限を持ち、本人の財産や生活を管理していくわけですから、家族にしたら少し不安が募るということもござい

ます。後見制度利用促進のためには、本人と家族の理解が不可欠でございます。そのためには、まず本人の同意、次に申立人の同意のもとで成年後見人などは選任されるべきと考えますが、この本人の意思について家庭裁判所はどのくらい重きを置いているのか、お答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

家事事件手続法におきましては、本人の意思を尊重する観点から、家庭裁判所が成年後見人の選任の審判をする場合には、原則として、本人の陳述を聞かなければならないというふうにされて

ございます。家庭裁判所は、その聴取した本人の陳述の内容や、また心身の障害によりまして本人の陳述を聞くことができないという場合には、本人と後見人候補者との関係なども含めまして、申立人から聴

取した事情なども考慮した上で、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任しているものと

理解しております。

○松田委員 本人の申立てによつて、本人が候補者を決めて記載した、その候補者が選任されなかった事例は数多くあります。また、選任しなかつた理由について、家裁は本人に説明を一切されません。

本人の意思決定の尊重の観点から、本人が決めたい候補者は選ばれるべきであり、少なくとも、選任されなかつた場合は、本人にその理由を説明すべきだと思っております。その辺についていかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

先ほども御説明をさせていただいたところでございますが、後見人の選任に関しましては、御本人がどのような課題を抱えておられるか、そういったことも踏まえながら、最もその事案においてふさわしい後見人を選任することが非常に重要であるというふうに考えてございます。

その中に御本人の希望ということももちろん入つてございますけれども、総合的に考慮をした上で、裁判所の方で裁判官が各事案に応じて最もふさわしい方を選任しているというふうに理解をしております。

○松田委員 次に、成年後見人の選任について、また質問させていただきます。

家庭裁判所が決定した成年後見人への不服申立てを認めていないのはなぜでしょうか。ドイツでは、日本の成年後見人制度と似た制度がござい

ます。選任された成年後見人などにに対し、いつでも本人が異議申立てをすることがあります。本人のための制度であるならば、これは本人の当然の権利と考えます。また、不服申立てをすることができないとは余りにもちよつと高圧的で、後見制度を利用しようとする人たちからしたら不安を持つ制度となつております。

きたいと思います。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、家庭裁判所による成年後見人の選任の審判に対しては即時抗告の申立てすることを認められておりませんが、これは、誰を成年後見人として選任するのが相当かという点につきましても、個別の事案に応じて、家庭裁判所が公権の見地からさまざまな事情を考慮して判断すべきものでありまして、この点の判断については家庭裁判所の合理的裁量に委ねるのが相当であると考えられたためでございます。

○松田委員 次に、被後見人の定義についてお問い合わせいたします。

家庭裁判所発行の二つの冊子には、法定後見制度三種の類の説明として、後見の対象になる方に「判断能力が全くない方」という表現が使われております。この「判断能力が全くない方」という表現は、もはやあなたは人間ではないと言われているような印象を与えてしまいます。被後見人の人権を尊重すべきとした成年後見人制度の利用の促進に関する法律で、まさにこの制度にそぐわない表現と思えます。

その意味において、成年後見の冊子には、自分のお金の管理が全くできない方を後見類型として、また、そういう人はいるねということも多く市民は納得されていると思えます。冊子の表現をできる限り皆さんにわかりやすく変えていくことというのは非常に重要だと思えますが、いかがでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘の記載につきましては、民法七条に規定されており「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」という要件が日本語としてやや難解であるということで、これをわかりやすく平易な表現に言いかえる趣旨で記載したものではありませんが、委員の御指摘も踏まえまして、先ほど申し上げましたように、適時パンフレットを改訂してまいりますので、今後どう

のような表現が適切であるかについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員 人権的観点や、また、本当に利用される市民の皆さんに理解しやすいような法務にせひしていただきたいというふうに思っております。

次の質問に行きます。

申立ての際に必要な医師の診断書について御質問をさせていただきます。

多くの主治医の方は、本人と会う、診察するのは月一回程度であり、その時間も五分、十分程度の場合がほとんどであります。本人の生活のことをほとんどわからない、知らない医師が判断できるのでしょうか。

また、医師の判断を本人情報シートで補足するというところでございますが、こちらは任意提出なので、忙しいケアマネジャーさんに依頼できるかどうかも疑問であります。そうなると、付添いの方からの話を真に受け、あとは、想像力を働かせて書くことになりそうです。

こうした記載された情報が本人の精神の状態を判断する医師の書面と認定されているのかどうか、この辺についてお答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

基本計画におきましても、医師が十分な情報に基づいて適切に診断を行うことができるよう、診断書等を作成するに当たり、福祉関係者等が有している本人の生活状況等に関する情報を医師に的確に伝える方策について検討を進めることというふうになっております。これを受けまして、最高裁判所におきまして、福祉関係者が本人に関する情報を記載して医師に提供するためのものとして、本人情報シートの書式を作成したところでございます。

医師が診断をされる場合には、本人情報シートに記載された情報のほかにも、本人や親族への問診、認知機能テストや知能検査、CTやMRI等の画像検査などの結果も踏まえた上で、適切に医

学的な判断がされるものというふうに承知してあります。

できる限り日常生活状況についての的確な情報を医師のもとに効率よくお伝えをするという趣旨で先ほどの本人情報シートの検討をしたところでございますけれども、委員御指摘のとおり、それを作成される福祉担当者の御負担ということも確かにございます。

ただ、これを作成する際におきましては、最高裁判所といたしまして、各方面からいろいろ御意見を伺った上で作成をしているところでございまして、医師や福祉関係者の団体等からも意見聴取を行っております。

その際に、診断を行う医師の負担に配慮すべきであるという御意見ですとか、医師に提供される情報について様式の統一を図るべきであるといった御意見もあつたところございまして、これも踏まえて書式を作成し、関係団体等からも改めて御意見をお伺いした上で書式を完成させているところでございます。

いづれにしましても、この運用は本年四月から始まったばかりですので、今後、実務における活用状況ですとか、医療関係者、福祉関係者からの御意見等も踏まえまして、必要な検討を行ってまいります。

〔石原(宏)委員長代理退席、委員長着席〕

○松田委員 次に、診断書の記載について御質問したいと思います。

新しい診断書には、判断能力についての意見の欄に、以前の診断書にはあつた、後見相当、保佐相当、補助相当の文言がなくなりました。このことは、うがった見方をすれば、医師の判断よりも家裁の判断により本人の類型を自由に決めることができるよう、裁量を大きくしたようにも思われます。

診断書からこの文言を削除した理由をお答えください。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、新しい診断書の書式では、後見相当、保佐相当、補助相当との表現を用いておりませんが、これは、後見、保佐、補助のどの類型に該当するかを家庭裁判所が的確に判断すべき事項であるという趣旨で、医師に対して意見を求めているのはあくまでも本人の精神の状況に関する医学的な診断についてであるということを確認する趣旨で行ったものでございます。

○松田委員 次に、医師の診断の補助となる本人情報シートについてお問い合わせいたします。

現在の制度だと、この本人情報シートが医師にも家裁にも判断に重要な情報となつてきますが、先ほど言ったとおり、任意提出となつております。

この場合、誰がどのタイミングで本人情報シートの作成を依頼するのでしょうか。判断しにくいと思つた医師や家裁が提出を求めるとはでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

本人情報シートは、一般的には、後見開始の審判の申立てを検討している御本人ですとかその親族の方がケアマネジャーなどの福祉担当者を作成を依頼されてこれを準備され、医師に診断書の作成を依頼する際に提供することを想定しているものでございます。

御指摘のとおり、本人情報シートの医師への提供というのは任意ということになっておりますが、医師が必要に応じて御本人やその親族に本人情報シートの提供を求めるといふこともあり得るところと考えられます。

○松田委員 ぜひ、本人の日常の情報を知りたい場合は、現実には合つた本人情報シートを作成して、ヘルパーさんに直接書いてもらうようにするなど、頼む方も頼みやすくする工夫や、頼まれる方も負担にならない工夫をぜひ考えていただきたいと思います。

次に、後見監督人についての権限についてお問い合わせいたします。

成年後見人と後見監督人の意見が違った場合、
どういった判断がされるのでしょうか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

後見人は、原則として、後見監督人の意向
等を確認することなく、みずからの意思で契約等
をすることができるとされていますが、例外的
に、金銭の借入れなど、民法十三条第一項各号の
掲げる行為をする場合には、後見監督人の同意を
得る必要があることとされており、これは、
こういった行為は重要性が高く、被後見人に与え
る影響が大きいことから、被後見人の保護をより
十全にするためのものと考えています。

そのため、したがって、後見人が被後見人
を代理して借金をしようとする場合には、後見監
督人の同意を得なければならず、意見が違って、
その後見監督人の同意が得られない場合には、こ
れをすることができないこととなります。

後見人から見ますと、後見監督人の同意を要す
る点で一定の負担が生ずることとなりますが、後
見人の不正行為により被後見人の利益が害されて
しまうこと、こういったこともございますので、
被後見人の保護のため合理的な規律であると考
えております。

○松田委員 監督人が後見人の上にいるというふ
うな位置づけのようにも思われます。家裁がこの
人を後見人を選任したということであり、また、少
しその辺の位置関係というのは疑問に思われ
る部分がございます。

その意味において、本人に寄り添って最適な人
だということでは家裁が判断した成年後見人より上
位に監督人を置くということが少し疑問に思われ
ることもありますので、またこの辺についても見
直しも必要となる部分があるかと思っております。
よろしく願います。

次に、今後の方向性について伺いをいたしま
す。
今まで質問してきたように、身上監護の観点
からは親族後見人をふやすべきと思いますが、そ
のための方策などどのようにお考えになられて

おりますでしょうか。

○手嶋最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

基本計画におきまして、後見人については、財
産管理のみでなく身上監護や本人の意思決定支援
の側面も重視し、本人の利益保護のために最も適
切な方を選任することができるようになるための
方策を検討するというふうになされてございます。
最高裁判所といたしましても、これを踏まえま
して、後見制度の重要な担い手であります弁護
士、司法書士それから社会福祉士が所属される各
専門職団体と、後見人の選任のあり方などにつ
いて議論を行ってまいりました。

その結果、課題の専門性や不正防止の必要性な
ども考慮しました上で、後見人となるにふさわし
い親族などの身近な支援者がおられる場合には、
これらの方々を後見人を選任することが望ましい
ことなどの基本的な考え方につきまして、認識を
共有したところでございます。

このことにつきましては、各家庭裁判所に対
し、今後の運用の参考とするため、情報提供を
行っておりまして、今後、各家庭裁判所におきま
して、基本計画における指摘ですとか、専門職団
体と共有されたこうした考え方を踏まえ、更に検
討が進められ、その上で、各裁判官が個別具体的
な事案に応じて本人の利益保護のために最も適切
な後見人を選任していくことになるものというふ
うに承知しております。

○松田委員 最高裁事務総局は、後見制度利用促
進のために、弁護士会、司法書士会、リーガルサ
ポート、社会福祉士会との間で協議を重ね、方針
を検討されてきたということであり、

何よりも重要なのは、本人の個性、特性を知る
ということであり、ドイツを例に見れば、成
年後見人などの過半数が家族であり、他人である
市民が三五%を占め、弁護士は五・五%にすぎま
せん。本人を知ろうとして情愛を持つて本人と接
しなければ、本人を幸せにすることはできない。
最高裁事務総局と厚生労働省には、専門職団体

の意見だけでなく、親族で成年後見人などをされ
ている方や法人後見をしている団体の意見を、い
ろいろな方々の意見を聞いて、ぜひ有効にこ
の制度の利用促進に向けての努力をしていただき
たいと思います。

以上で私の質問は終わらせてもらいます。あり
がとうございました。

○葉梨委員長 以上で松田功君の質疑は終了いた
しました。

次に、井出庸生君。

○井出委員 済みません、始めさせていただきます。

きょうは資料を二種類用意しております、一
枚紙の資料は前回と今回とパネル掲示をさせてい
ただくものなのですが、質問時間が限られており
ますので、皆さんの視覚にお訴えをしたいと思います。
きょうは掲示をさせていただきます。

繰り返しになりますが、内閣府の調査、二〇一
八年発表で、無理やり性交されたことがあるとい
う女性が七・八%いる、それから警察に相談され
た方が二・八%だった、そのことに基づく数字で
ございます。

質問に入つてまいりますが、きょうも警察庁の
田中さんにまず伺います。

前回の最後に、被害届を出す人、出さない人、
ちよつとその実態把握をやつてほしいというよう
なことを申し上げて、最後に、東京の性暴力救済
センターのSARCですとか大阪のSARCHIC
O、両機関は大変多くの相談者、要支援者がこれ
まで来ておりますので、そうしたところと少し一
緒に調査をしていただけないかと。

そのことについて明確な御答弁をいただけた
かったので、もう一度ちよつと調査をするようお
願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 性犯罪の捜査におきまして
は、相談の段階から被害者の心情に配慮した対応
を徹底することが重要であり、警察庁及び都道府
県警察においては、被害者支援団体の方々の御意
見も参考として各種施策を推進してきたところで

あります。

具体的には、警視庁と大阪府警察におきまして
は、定期的に、それぞれ、SARC東京、大阪S
ARCHICOを含む関係団体と実務担当者の会議
を開催するなど、これらの団体における相談の対
応状況等について意見交換を行っているものと承
知をいたしております。

被害者支援団体におかれましては、警察に対し
て相談がなされたケースについても把握して
いる場合があることから、性犯罪の潜在化防止
を考える上で、こうした団体の方々の御意見を伺
うことは有益であると認識をいたしております。
引き続き、被害者支援団体の方々から被害届の
受理に係る御意見等についても伺いつつ、各種施
策を更に推進するとともに、性犯罪に関する相談
に適切に対応するよう都道府県警察を指導してま
いりたいと考えております。

○井出委員 両団体の御意見を伺うということは
少し前向きに言っていたんですが、なかなか
か実態把握に、私がお願したのはやはり実態
把握でありますので、もう少し伺います。

先日、個々の事案に関して、相談の時点におい
て性犯罪の被害申告の意思があるかどうかというこ
とは必ずしも明確に判断できないから、被害を届
ける意思があつても届出をするに至らなかった
ケース、被害届を出したくても出さない、門前私
いになつてしまった、そうした件数や割合を把握
するのは極めて困難であるというお話がありまし
た。

ただ、その前段、ずっと議論しておりますと、
例えば、電話やメールで匿名で相談が来るん
ですとか、事実関係とか構成要件が該当するかと
かすくには判断できないものがあるんですよと
か、それから、家族、第三者の相談ですとか、羞
恥心から捜査を求めない、又は、一定の年月が経
過した後に被害の届出が出される、結構具体的
に、お話をいただいていると、後で速記録を見
ていると、割合具体的にケースを把握されてい
るというのがございます。